

令和7年度に住宅のリフォームを 実施される方へ一律8万円を助成します

三浦市では、市内の経済活性化を図ると共に、市民のみなさんの住環境の向上を目的として、市内の施工業者により行う住宅、マンション（賃貸は除く）のリフォームに対して助成を行っています。

●助成対象であるか下記1～3の記載事項をチェックしてください。

1 申請者

- ☐ 三浦市内で住民登録をしている方
- ☐ 市税を滞納していない方
- ☐ 対象住宅を所有している方
- ☐ 対象住宅に自ら居住している方
- ☐ 暴力団員ではない方



2 三浦市内に所有する建物

- ☐ 戸建て住宅
- ☐ 併用住宅（住宅部分の工事に限る）
- ☐ マンション（賃貸は除く）

3 工事

- ☐ 工事費が、消費税等を除いて20万円以上のもの
- ☐ 市内の施工業者によるリフォーム工事
（ただし量販店・ホームセンターによる施工のものは除く）
- ☐ 事前に工事を行っていないもの（令和8年3月31日
までに工事完成の完了報告ができるもの）

4 手続き

申請

- ・申請に必要な書類…申請書、見積書（写し）、工事着工前の日付入り写真（建物外観＋リフォーム前の状況）
- ・受付後、書類審査を行います。なお、郵送による受付は行っていません。
- ・見積書、写真の日付は申請日の直近（概ね2か月以内）とする。



審査・抽選



ホームページは
こちら↓



交付決定

- ・申し込みが予定件数を超えた場合は公開抽選を行い、結果をホームページにてお知らせします。なお、当選者には交付決定通知書を郵送でお送りします。また、落選者にははがきにより通知します。



着工

※交付決定前の工事着工は、助成対象になりませんので、必ず交付決定通知を受けてから工事を始めてください。



事業完了報告及び助成金交付

- ・工事完了後の提出書類…事業完了報告書、領収書等の写し、工事中・工事完了後の日付入り写真。また必要に応じて現場確認を行います。
- ・事業完了報告書受理から概ね3週間ほどで助成金（8万円）を指定された口座に振込みます。

◆受付期間及び助成件数



	受付期間(土日祝除く)	助成件数		受付場所	受付時間
第1期	終了	—	100件/年	市役所	🕒: 9時～12時
第2期	終了	—		第2分館2階	🕒: 13時～16時
第3期	10月1日～10月24日	10		財産管理課	

対象となるリフォーム工事一覧（例）

No.	リフォームの内容	備考
1	耐震改修工事に伴うリフォーム	木造住宅耐震改修補助事業を利用している部分は対象外
2	既存住宅の増築	建築確認済証、完成後は検査済証の写しが必要
3	浴室、トイレ、洗面所等の水周りのリフォーム	
4	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	軒天井、破風、鼻隠しを含む
5	外壁の張替、塗装などのリフォーム	
6	床、壁、天井材の張替、塗装などのリフォーム	
7	壁、天井のクロス張替	
8	部屋の間仕切の撤去や変更などの工事	
9	畳、ふすま紙などの取替や張替	
10	サッシ、玄関ドアなどの取替	
11	雨樋の取替、補修	
12	防音・断熱工事	
13	住居内の電気、給排水換気設備工事	
14	バリアフリー改修工事	

※他の補助・助成制度を利用している場合は対象外

対象とならないリフォーム工事一覧（例）

No.	リフォームの内容	備考
1	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため
2	門扉、フェンス、ブロック塀等の外構工事	住宅本体ではないため
3	車庫、物置、倉庫等の工事	
4	樹木の剪定、植樹等の植栽工事	
5	下水道、合併処理浄化槽工事	合併処理浄化槽工事については、下水道課にて補助対象となる場合あり。
6	防犯ライト、カメラ、インターホンの設置工事	
7	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
8	電話、インターネット回線の引き込み工事	
9	テレビアンテナ、地デジ対応工事	
10	エアコン、ガス・石油暖房器具等の家電設備	
11	カーテン、ブラインドの取替	
12	ウォシュレットのみの交換工事	
13	解体、新築、改築工事	

※市では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの勧誘は一切行っていません。

お問い合わせ 財産管理課 ☎046-882-1111 内線 251